

告 示

埼玉県告示第五百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年八月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

熊谷都市計画道路三・五・五九号熊谷邑楽線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

熊谷市大字池上、大字下川上、大字大塚、大字上中条、大字日向、大字葛和田、行田市大字小敷田の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、埼玉県行田県土整備事務所、埼玉県営繕・公園事務所、熊谷市都市整備部都市計画課、妻沼行政センター、行田市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和八年八月十二日から令和八年八月二十六日まで